

長野市

第26号

人権教育啓発だより

発行
長野市地域・市民生活部
人権・男女共同参画課
長野市大字鶴賀緑町1613番地
電話 224-5032

コロナ禍の人権教育

■コロナ禍の中で

ゴールデンウィーク前に蔓延防止が解除され、一時はかなり減少したコロナの感染者数ですが、7月に入った頃から増加に転じ、流行の第7波になりました。各地区の人権教育研修会は、コロナの影響を受けて中止にした所、参加人数を絞ったり開催時間を短縮したりするなど感染防止の配慮をして実施した所など対応は様々に分かれたようです。研修会の主催者は、実施の可否について難しい判断を迫られていたことがうかがえます。

市内約80名の人権教育指導員対象に長野市が行っている人権教育指導員研修会ですが、8月までに3回（1回は1・2年目の指導員対象の研修会）行うことができました。開催にあたっては感染を防ぐために、参加者の検温、手指消毒、部屋の換気を行うほか、それぞれの研修を数回に分散し、各回の参加人数を少なくするなどできる限りの配慮をしました。なお、P3,4に6月と8月に実施した指導員研修での講義の概要を掲載しました。

■人権教育指導員の意見交換から

8月2日に行われた第2回人権教育指導員研修会では、地域の人権教育研修について、6人前後の小グループに分かれて情報交換を行いました。



小グループに分かれて各地区の研修会について情報交換

「予定した研修会を行うことができなかった」「参加人数を減らすために参加対象者を絞った」など、コロナ禍での各地区の研修会の状況を出し合いました。研修会に人が集まらない問題については、その理由の一つとして、「人権教育研修会」という名称が敷居を高くしており、工夫した方がよいのではないかという意見が出されました。

新たな人権教育の具体策の一つとして、地区内に外国人移住者がいるという指導員さんから、地区の人と外国人双方が理解し合えるきっかけにしたいということで移住者フェアを計画しているという話がありました。日本に住む外国人と私たち日本人の間には、両者を隔てる壁があると言われます。このような交流が互いを理解しあう機会になり、それが日本人と外国人の間にある壁を取り払うことにつながるのではないかと感じながら話を聞きました。

■令和4年度の「人権を尊重し合う市民のつどい」

長野市では、パートナーであることを宣誓したカップルを公的に認めるパートナーシップ宣誓制度を、今年12月から導入する予定で準備を進めています。（詳細はP3にも記載してありますのでそちらをご覧ください）

それに合わせ、令和4年度の「人権を尊重し合う市民のつどい」は、性的少数者の人権をテーマに行います。講演会では、「性別は男女だけではない～これからのLGBT～（仮）」と題して、声優でマルチクリエイターの三ツ矢雄二さんのお話を聞きます。日時と会場は、12月17日（土）の午後、勤労者女性会館しなのきになります。日程や内容等の詳細については、12月の広報ながのに掲載されますのでご覧ください。大勢の皆さんのご来場をお待ちしています。

1年目2年目人権教育指導員研修会 講義の概要

同和問題を考える ～最近の同和問題から～

■ 部落差別解消推進法

部落差別解消推進法は平成28年の10月に施行されました。それまで、同和問題に関わる法律は、同和対策基本法などいろいろありましたが、部落差別解消をはっきりと打ち出したのは、これが初めての法律です。

この法律について、現状と国及び地方公共団体の責務の二点から見ていきます。

現状については、「部落差別が存在する」ということと「情報化の進展に伴って部落差別の状況が変化している」という二つのことをいっています。情報化の進展に伴う部落差別の変化とは、現在大きな問題になっているインターネットによる部落差別のことで、私たちもそのような視点で同和問題の現状を見ています。こうした現状に対して、国や地方公共団体の責務として、相談体制の充実や教育啓発などが求められています。

■ 同和問題に対する意識

長野市の人権に関する市民意識調査の項目の中に「部落差別が今もあると思うか」というものがあります。昨年も含め、過去3回の結果を経年変化で見ると「部落差別はない」と答えた人は、いずれも10%前後ということで大きな変化はありませんでした。

ところが、「部落差別がある」と回答した人は、前々回と前回は60%台だったものが、昨年の調査では40%を切っています。それに代わって増加しているのが「わからない」と回答した人であり、50%を超えています。

部落差別が見えにくくなってきているということが言われています。部落差別がなくなったという認識はないが、「では、あるのか?」と問

われると、よくわからないと考える人が増えてきています。「現在、同和問題ではどのような人権上の問題が起きているか」という設問がありますが、圧倒的に多かったのが「結婚を家族や親戚などから反対されること」でした。結婚差別は、多くの市民が、今もあるのではないかと感じています。

法務省が令和2年に行った「部落差別の実態に関わる調査」でも、今もある主な部落差別として、結婚・交際に関わるものが多くありました。同和問題について、偏見や差別意識が依然として残っていることが伺えます。

年齢別では同和問題への関心は中高年層が高く、同和問題の教育・啓発を行わない方が良いと考えるのもこの層に多いという結果になりました。

■ インターネットによる差別

一つは、同和問題に関するネットへの書き込みがあります。具体的な地名をあげ、「〇〇はコワイところ」など差別を助長する書き込みを行う例がよく見られます。

二つ目が、グーグルマップにより同和地区を掲載したり、全国部落調査復刻版を流布したりするなど同和地区の所在地に関する情報の掲載です。

三つ目が、購入しようとする土地が同和地区かどうかの問い合わせなど誤った知識の付与や偏見の流布などです。誤った知識を植え付けたり差別を助長したりすることから、新たな差別を生み出すなど大きな問題といえます。

昨年10月、東京地裁は部落差別の地名リストをウェブサイト掲載、書籍を刊行しようとした出版社にサイトからの削除と出版禁止を命じる判決を出しました。住所や本籍地をリストと照合することで、差別や中傷を受ける恐れがあり、プライバシーが侵害されると判断したことによるものです。

明治5年につくられ、被差別身分の記載がある壬申戸籍がネットオークションに出品され、削除されるまで約一週間掲載されていたこともありましたが、これもインターネットが関わる部落差別の一例といえます。



指導員研修での講義の様子

第2回人権教育指導員研修会 講義の概要

性的少数者の人権 ～基礎知識の再認識と最近の動向～

はじめに

「性的指向」は、どの性別の人を好きになるかを表す言葉です。男性が女性を、女性が男性を好きになる異性間の愛情以外にも、男性同士、女性同士の同性愛。そして、どちらの性も好きになる両性愛の人などがいます。

自分がどのような性別だと思ふのかを「性自認」といいます。心の性と身体の性が一致している人が多いのですが、一致しない人もいます。以前は、心と体の性が一致しない人を性同一性障害と呼んでいましたが、WHOにおいて病気でも障害でもないと言われ、精神障害の分類から削除・除外されました。

最近、LGBTQや性的少数者という言葉が当事者の声やマスメディアなどで取り上げられることが増えました。それにより、言葉の認知率は約8割になるなど社会に定着してきています。一方で、世の中には男性と女性しかいないという性別二元論の考え方により、偏見や差別が今も根強くあり、当事者が自分らしく生き生きと過ごすことの障壁になっています。

性的少数者の生きづらさ

令和2年度の長野市の調査で、「性的少数者についてどんな考えやイメージを持つか」の質問に、「性の多様性として認めるべき」「理解に努めたい」と前向きな回答が多くありました。一方で「身近な存在ではない」「理解ができない」「個人の趣味・趣向の問題」と回答する人もいました。「性的少数者は話題性があるが、うちの地域にはいない」と言う人もいます。この「うちの地域にはいない」「身近な問題ではない」など、無意識に出る言葉が性的少数者の存在を否定しているのではないのでしょうか。

性的少数者の中には、医療機関などの受付で呼ばれる名前と見た目が異なることにより、周囲の目が気になってしまうという人がいます。地域で差別的な発言が繰り返されたり地域活動から排除されたりした例もあります。

世の中には男性と女性しかいないという考えの中で作られた制度や習慣が、性的少数者の生き方を困難にし、声を上げることができない状況にしています。性的少数者の8割が、誰にも公表していないというデータ結果もあります。

長野市の動向

平成30年、長野市議会で「LGBTなど性の多様性を認め尊重する人権施策の実施に関する請願」が採択され、性的少数者についての理解

を広げる啓発活動を行っています。令和3年には、性別欄が男女の二択しかないことに精神的苦痛を抱えている方が多くいることから、申請書等における性別欄の見直しを行い、不要なものは廃止をしました。現在、一方または双方が性的少数者であるお二人を婚姻相当と自治体が認めて独自の証明書を発行する仕組みのパートナーシップ宣誓制度の導入に向けた取組を行っています。パートナーシップ宣誓制度は、法的な拘束力はありませんが、証明書の提示により各自治体や民間企業が提供するサービスの一部を受けることが可能になるものです。

このように性的少数者を理解し、認知・受容する社会の実現に向けた動きが全国の自治体で広がっています。

まとめ 私たちにできること

まず、多様な性の在り方について理解することが大切です。専門家や当事者から話を聞いた研修会に参加したりすることにより、自分の考え方や価値観を見つめ直すきっかけづくりにしたいものです。

また、身の回りの習慣や考え方をもう一度点検することも大切です。その中で性的指向や性自認に関する差別や偏見につながることはないか、見直しが必要なものはないかを考え、少しずつ自分の見方や考え方を変えてみるようにしたいものです。

そして、行動すること。当事者に対して「理解者だよ」「支援者だよ」と目に見える形で知らせることが、当事者の安心感につながります。

最後になりますが、「性的少数者の方にどうやって接したらよいかわからない」という声をよく聞きます。当事者を腫れ物扱いしてしまうことでは何も問題は解決しません。特別扱いするのでなく、性的少数者の方が近くにいるかもしれないと常に配慮しつつ、普通に人に接していくことが大切です。ただ、どんなに配慮しても知らずに当事者を傷つけてしまうことがあるかもしれないが、そうした時には素直に「ごめんなさい」と言える環境づくりが大切ではないかと考えます。

「相手のことを尊重すること」「自分がされて嫌なことは人にはしないこと」。私たちが、このような意識をもつことが、一人一人が自分らしく安心して暮らせて活躍できる長野市のまちづくりにつながるのではないのでしょうか。

人権に関わる最近の話題から

インターネットの急速な普及を背景に

私たちの社会では、生活の変化や病気の流行、大きな災害の発生など様々な事柄が要因になり、新たな人権問題が生まれています。

そうしたものの一つとして、最近マスコミでも取り上げられることが多くなったSNSによる差別・人権侵害があります。長野市が、昨年度実施した「人権に関する市民意識調査」では、深刻な人権問題として「SNSを含むインターネットによる人権侵害」を選択した人が、すべての人権課題の中で最も多く、前回調査(2016年実施)の29.9%からほぼ倍増の58.1%になりました。

続発する SNS による被害

コロナ感染拡大の最中、SNSでの投稿の標的にされた人の中には、差別や偏見により、近所の人とそれまでのような関りができなくなり、職場でも同僚から厳しい目を向けられるようになったという例がありました。

熊本地震後の混乱の中、「動物園からライオンが逃げた」というデマ情報がSNSで拡散されました。被災した方々を不安に陥れたり地震の後始末に追われる動物園の業務に支障をきたしたりするなど大きな影響を出しました。

2年前には、プロレスラーのKさんがテレビの中での言動により、SNSで激しい誹謗中傷を受け、自ら命を絶つという痛ましい事件も起きました。

事件の背景

こうしたことが起きる原因の一つとして、SNSによる被害を受けた人が投稿者を特定しようとしても、容易にできないということがあります。被害を受けて投稿者を特定しようとしても、2回裁判を起こさなければならず、大きな労力と期間を要することから、泣き寝入りせざるを得ないという事例も多かったようです。

改正プロバイダ責任制限法の施行

昨年成立し、今年10月1日から施行される改正プロバイダ責任制限法では、1回の裁判だけで投稿者を特定することができるようになり、

今までより容易になりました。そうしたことが、他人を誹謗中傷する投稿の歯止めになることも期待されます。

侮辱罪の強化

プロレスラーKさんの事件では、特に悪質な誹謗中傷をした投稿者2名が特定されました。民法の侮辱罪が適用され、2人にはそれぞれ9千円の略式命令が出されました。Kさんの死にも関わったと考えられる悪質な投稿に対して罰が軽すぎるということから「侮辱罪を見直すべき」といった声が多くあがりました。

これがきっかけの一つになり、侮辱罪を厳罰化する改定刑法が今年6月の国会で可決、成立しました。これにより、今までは30日未満の拘留か1万円未満の科料としてきた行政刑が、1年以下の懲役・禁錮か30万円以下の罰金に改められることになりました。また、従来は1年間であった公訴時効の期間が3年間に延長されることになり、この面からも誹謗中傷の投稿の抑止となることが期待されます。



言葉の重みを考えて

深く考えず勢いでやった投稿が、相手の人生を大きく狂わせてしまうだけでなく、投稿者自身も社会から厳しい批判を受け、それまでの生活が維持できなくなるといった事例が数多くあります。

誰もが簡単に自分の考えを発信できるSNSだからこそ、投稿する一人一人が言葉の重みを考えて発信することが何より大切といえます。